

平成29年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会2月定例会議事録

- 1 日 時 平成30年2月14日(水) 午後1時30分～午後3時45分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 細田会長、後藤副会長、植松副会長、小室会計、和田監事、矢野監事、
関野保、河内昇、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、滝本誠、弓達茂、
新倉昭人、中田一夫、前田積、青木三郎、鈴木健司、小山博美、永澤鐵男
の各委員
欠席：篠原徳守、高梨勇、古谷宏の各委員
防災対策課(大竹課長)、高齢福祉介護課(田淵介護保険担当課長、
臼井主幹)、環境政策課(榎本課長)、環境事業センター(小室所長、
加藤所長補佐)市立病院(島津医事課長)、青少年課(岡本課長他)
市民自治推進課(富田課長、松岡協働推進担当課長、永倉課長補佐、
小松担当主査)
事務局(安藤、長野)

4 会議の経過

- (1) 開 会 後藤副会長
- (2) あいさつ 細田会長
- (3) 議 題
 - ① 新年賀詞交歓会の状況について(報告)
事務局より、資料に基づき説明した。
 - ② 先進都市視察の状況について(報告)
事務局より、資料に基づき説明した。
 - ③ 平成30年度定例会等の日程(案)について
事務局より、資料に基づき説明した。

④ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況、平成29年振り込め詐欺発生状況、平成29年振り込め詐欺地区別発生状況について

後藤副会長より、上記の茅ヶ崎市内の1月末現在の犯罪発生状況他2件について、資料に基づき説明があった。

○茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

1月は振り込み詐欺が8件発生している。昨年の1月は7件という事だったのでスタートとしては悪い状況になっている。ひたたくり件数はゼロという事である。

○平成29年振り込め詐欺発生状況

昨年1年間の状況について話をさせていただく。刑法犯罪認知件数は1,681件で前年比マイナス78件ということで、皆様の協力や警察も頑張っており、ここ10年くらいは毎年少なくなってきた。検挙件数は583件で、検挙率は34.7%である。検挙の状況は、振り込め詐欺が昨年1年間で106件、前年比プラス42件という事で非常に多かったという事である。振り込め詐欺の検挙率については神奈川県では一番多い。それから、強盗、強制わいせつ等の重要犯罪だが、これについては検挙率が高く、69.2%で一昨年と比べると、プラス2件という事である。空き巣、忍び込み等の重要盗犯罪が119件でプラス31件、オートバイ盗が119件でプラス34件となっている。自転車盗は、皆様の協力により毎年減ってきており、昨年1年間で522件、マイナス107件ということであるが、オートバイと自転車盗は認知件数の約40%を占めている状況なので、これをもっと減らすことができるよう、さらにご協力をいただければと思う。

昨年の検挙の主なものを2つお話する。1つは傷害犯人の検挙という事で、10月11日の午後9時頃、コンビニの駐車場で市内に住む18歳の学生の顔などを殴って重傷を負わせたという事件で、51歳の自営業の男が逮捕された。まだ18歳で運転免許証を取ったばかりで運転になれていなくて、駐車場に車を入れるときに時間がかかって殴られたという事件である。もう一つは、常習スリ犯という事で、10月23日の午後5時ころ、大型スーパーの1階の食品売り場で買い物に来ていた市内に住む84歳の主婦が手提げバックを買い物用のカートにかけていたところを盗まれたものである。この男は69歳の無職の男だが、常習のスリ犯ということで、自転車で小田原市や横浜市、茅ヶ崎市などいろいろなところへ行ってスリを繰り返している常習犯という事である。注意をしていただければと思う。

○平成29年振り込め詐欺地区別発生状況

次に、前回の定例会でお話があった、各地区の振り込め詐欺の状況について記載した資料を配布させていただいた。この中で湘南地区が16件と一番多いが、1月から5月くらいまでは非常に多く、6月末に注意喚起のチラシを全戸宛配布したところ、9月、10月、11月は被害はなく12月は2件程あった。お年寄りにはチラシを1回出したら大丈夫という事ではないので、こういうチラシを2、3回出したらどうかという意見が出ている。各地区でもなんとか振り込め詐欺を減らすようご協力を引き続きお願いしたいと思う。

(イ) 湘南地区の自治会加入促進チラシについて

後藤副会長より、資料に基づき説明があった。

前回の定例会でお話しさせていただいたが、「自治会に加入しましょう！」というチラシを広報紙とともに地域の全世帯にまちぢから協議会として配布をさせていただいた。その中で自治会に未加入の方については、自治会に加入していただきたいという事

で、湘南地区まちぢから協議会としてこのようなチラシを作り、各自治会の協力を得て、各自治会では、各班の中で未加入者のいるところは班長にお願いし、アパート一軒分が未加入のようなどころについては、役員が対応して広報紙と一緒にチラシを配って自治会に加入していただくという事で配布した。チラシの下のところには、各地区の自治会名と自治会長名、電話、住所を印刷して配っている。このような活動を行ったという事で報告させていただく。

主な質疑は次のとおり

(問) 戸建ては良いがアパートなどが一番の問題で、すべて入居しているところは良いが、個別に入っているところなどいろいろとある。個別に行く借家なので自治会費はいいのではないかとこの方が結構いられる。そういう場合は、オーナーなり管理会社をお願いして、建物ごと入ってもらうというふうに進めているが、なかなかうまくいっていない。他の地域の状況はいかがか。

(答) 私どもも同じである。最近できるアパートについては、管理会社が協力的で一括して自治会費を払っていただける。古いアパートはそうではなく、若い人が変わって入ってくると自治会に加入しないという状況があり、6年くらい前に自治会連合会で加入促進活動を行ったが、最近の人たちは加入したらどのようなメリットがあるのかいろいろ質問してくるので班長だけでなく、その場合は自治会長と副会長で回って説明しながら促した経緯もある。その時には結構加入していただいたのでこれからもそういうこともやっていきたいと思っている。

(問) 管理会社やオーナーから言われたが、いつも満室ではない、12世帯で12世帯分の自治会費を払うのは満室ならばいいが、そうでない場合は8割とか7割くらいにしてくれないかという事があり考えなくてはいけない。また回覧をどのように回すか、小さなルームマンションなどでは独身の方が多いので回覧がスムーズに回らない。どうやって回覧したらスムーズに回るかなどいろいろな問題がある。他の地域ではいかがか。

(答) 円蔵自治会の場合は、アパートやマンションも結構多い。今ご指摘のように、管理会社が入っても内容が2つに分かれる。会費のみを収めて役員関係はしないという管理会社と、管理会社が会費を払って、なおかつ役員等をやっているアパート、マンション、この2つに分かれる。役員等をやっているところは班長、組長が行っているの、いろいろな配布物も回すことが可能であるが、もう一方では管理会社はお世話になっているからということで、8掛けという事もある。その場合は役員や回覧を配る人がいないので、そこは割り切ってやっている。なかなかすっきりいかないが、悩みながら運用している、そのようなことも一つの例である。

(問) 回覧板の話であるが、厚木の業者に連絡するといただけるとい話であるが、昨年何回も連絡を取っているが、なかなかいだけないという状況である。強制的にただけるとい事ではなく、業者はいろいろな広告をもらって作っていると思う。市民自治推進課の方で何かわかっていたら教えてほしい。

(答) 厚木の業者は、年度当初に各地区の自治会加入世帯を把握し、おおよその部数を作っているようである。毎年作っているわけではなく、ローテーションのような形でやって

いるようである。回覧板を配るタイミングがあると思う。私も昨年電話を入れたが、間に合いませんという返事であった。平成29年度はおそらく回覧板は回ってこなかったと思う。自治会にも新しいもので回してくださいという依頼も来ているが、おそらく2年スパンになっているのではないかと思う。ちなみに明細地図社も今年から3年に1回の発行という事で、今年の秋に発行予定という事である。毎年つくってもそんなに欲しいというところがないから、ある程度のスパンでやっているのではないかと推測される。

海岸地区でもここ2、3年回覧板が来ていないという事で、足りなくなったという要望もあり、私も回覧板を出している厚木の会社に電話をしたら、電話をいただければ作りますという事で、3月までにいただけるという返事をいただいている。在庫を調べて、何年かに一度依頼した方が良い。自動的に送ってきてくれるものと思っていたがそうではないので、自分の方から電話で依頼することが基本のようである。

(問) 私も昨年3回電話をしたが、出来なかった。行政と提携してやっているのか、まったくやっていないのであれば自治会で回覧板を検討しなければいけないかという事で質問した。

(答) 結論から言うと、特に市と会社と協定を結んでいるとか、約束を取り交わしているとかはない。旧自治会連絡協議会の時も、私が聞いていたのは、何年かスパンで自動的に向こうが作って送ってきてくれている。在庫がないときはお待ちくださいというように聞いていた。今向こうがどのような進行状況で動いているのか、状況を把握できていないので、一旦ここで改めてどういう形で動いているのか市の方としても抑えておきたいと思う。その上でご報告したいと思う。

(会長) 緊急の場合は業者の方に電話をするということがよい。もう1つ、埼玉県の業者から地元の松林地区、小和田地区にアプローチしてきている。ただ、厚木の業者は定期的に供給してくれるので、今のところ発注はしていない。そういう状況もあるのでご報告する。

(ウ) 新聞掲載記事内容の紹介について

和田監事(茅ヶ崎南地区)より、新聞に掲載された「町内会・ボランティア参加 認知症防ぐ?」について、説明があった。

いわゆる自治会やボランティアで活動されている方は、リスクが25%低い。要するに認知症の発症率が低いという事である。早稲田大学の先生が愛知県の65歳以上の方を対象に10年間追跡して、そのデータを分析したという事で非常に科学的なものだと思っている。後程見ていただき役職を全うする、そのように考えてほしいと思う。

(エ) 週刊誌掲載記事内容の紹介について

和田監事(茅ヶ崎南地区)より、週刊誌に掲載された「茅ヶ崎「最後は自宅で」を叶える街の秘密」について、説明があった。

結論から言うと、茅ヶ崎市は老衰で亡くなる方が非常に多いという。いわゆる病気で

亡くなる方よりも多い。その要因はまず温暖化、気候がいいという事が1つ。それから大きな病院はないけれども医療費が全国平均よりも14万円安いという事が言われている。平均93万円程度かかる場所茅ヶ崎市は79万円くらいである。それから、自転車の保有率が高いということ。茅ヶ崎は自転車が優先しているまちである。それから坂が多い地形であるという事。歩くという事は体にいいことで、昨日、テレビ番組を見ていたら歩き方がいろいろ出ていて、ふくらはぎの筋肉が落ちるので、これを強化するためにはよく歩いてほしいという事を言っていた。幸せなことに茅ヶ崎は、気候、医療費などいろいろな面で心配事が少ない。寒川町も同じように考えてよろしいのではないか。記者が調べて書いたものと思うが、内容が充実しており参考にさせていただきたい。

(オ) 円蔵自治会だよりについて

小室会計（円蔵自治会）より、円蔵自治会だよりについて説明があった。

配布させていただいた、円蔵自治会だよりの右下に、「家族人数」記入に、「ご理解・ご協力を！！」とある。今までの自治会だよりには記載しなかったが、実は鶴嶺東地区は9つの単位自治会があり、すでに防災等を踏まえて平常時という事で家族人数や氏名を隣に書いて、回覧時でも常に気を配り配慮するという実態があり、過日事務局で相談して、平成30年度このアイデアを取り上げてみようかと、すぐに全部が分かりましたとはいかないと思うが、趣旨は、いざとなった時にこちらの家族は何人だったかわからない、あるいは万が一、ここに大災害が発生した際に、それでは円蔵に何人分の配給物資が必要なのか、分かりませんはいけない。またこのことにより1人でも2人でも自治会加入が増えればと思っている。

右のページには、班員名や自治会費等の納入期で、4月から始まるがそこにまずノミネートしていただき具体的に行動する。趣旨をご理解いただき、また何かご意見を承れば幸いである。

主な質疑は次のとおり。

(問) 資料の中に記載の組費とは何か。

(答) 円蔵自治会は、11の組に分かれていて、通称組長と言っている。その下にだいたい10前後の班があり、班長がいる。その組ごとのことでのいろいろな冠婚葬祭費を組費でやっている。左ページの真ん中にあるごみの集積かごなどは組費で3分の1を負担し利用している。だから単位自治会の中のエリアの11ある組、その組費が前期、後期でそれぞれ120円を組のメンバーに割り振り、組としてのいろいろな活動費に使っているものである。

(会長) 詳しいことは、小室会計の方にご連絡をお願いします。

(カ) みずき地区の自治会費の使われ方チラシについて

鈴木委員（湘北地区）より、みずき地区の自治会費の使われ方チラシの内容について、説明があった。

みずき地区に転入される方から、自治会費が高いという声を聞く。その自治会費の内

訳を明確にし、新しい会員の方々にお伝えできればという事で「自治会費500円/月はこのように使われます」というチラシを作成した。500円の内訳として、200円はタウンセキュリティとして安心安全のためにみずきの街に防犯カメラ用のポールを現在10か所建て自治会がカメラを管理している。最初についていたカメラがすべて老朽化したので、1つのポールに複数のカメラをつけているところもあるが18台のカメラの総取り換え費用として800万円、だいたいカメラの寿命はおおむね10年といってもその間に故障等もあるのでその修繕などいろいろなメンテナンスをやってくると、なかなか管理運営というものは、ままたらぬものがある。そこで一応200円を別会計で管理している。また従前に自治会の行事やごみネットの取り換え費用等として300円、これで年間の管理運営を行っているという事で、少しでも新しく入っていらっしゃる方にその会費の内訳がはっきりすればという事で、このようなチラシを作りお配りしている。

これらによる500円という事で、納得していただくという事もあるので、しばらくはこのようなチラシでお伝えし、不都合があれば作り直していきたいと思っている。

主な質疑は次のとおり。

(問) 自治会費は月500円となっているが、年間6,000円という事の理解でよいか。

(答) 前期、後期それぞれ3,000円ずつで、年間6,000円である。

(問) 自治会員数はどのくらいか。

(答) 会員数は現在760名、世帯数は約1200世帯、1カ所135戸の分譲マンションがあるが、そこはみずき地区ができてから新しくできたマンションで、1つの自治会を作るのは難しいので、みずきの自治会の方に加入できないかという話があり、当然分譲マンションなので、駐車場や修繕積立金等管理費からの引き落としになるので、自治会費を管理費の中から引き落としとして、それが自治会の方に入ってくるというように、自治会の方での集金等、無駄を省かせていただいている。もらえるならば加入を了解しましょうと、やはりみずきにもワンルームマンションがあり、独身世帯が非常に多くあり、ここへの加入促進というのはなかなか難しい面が問題として起きている。

(問) 私の所属する自治会での会館の維持管理に年間180万円使っている。みずきの場合は、その自治会館がまずあるのかないのか、あるとすればどのくらいの維持費がかかっているのか差し付けがなければ教えていただきたい。

(答) 光熱費等の明細について今日は持って来ていないが、この300円の中で集めたお金をおおむね年間で消費する形になっている。会館が建てて13年と比較的に新しい建物で、今後30年、35年と経てば、建て替えという事にもなるので、建て替えの準備費として、今現在、年間60万円そちらに入れていく。それと建物の中には、防災倉庫もあるが、これでは今後備品を収めるには手狭になるので、その防災倉庫の設置のための積立金10万円、このようなものもこの中から入れていくという形をとっている。

イ その他

(ア) 保護司会だより「茅ヶ崎ひまわり」第20号について
事務局より、資料に基づき説明した。

(イ) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

1月定例会でも紹介させていただいたが、資料の1「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について」の11番、12番で、茅ヶ崎地区と茅ヶ崎南地区のまちぢから協議会の認定に関する審議会が1月30日に開催された。その審議会を経て、2月8日に決裁し、改めてこの2地区が認定コミュニティになったというところである。項番2の「認定コミュニティに対する特定事業助成金について」は、この1か月で特に変更等はなかった。今年度は10件の特定事業に取り組んでいただいている。

なお3月になるが、平成30年度に平成29年度より引き続き取り組んでいただく事業の審査会が予定されている。継続提案のものについては、3月13日に行政内部の方で審査させていただき審査会を開催する予定である。これはすでに該当する地区においては、担当職員も入らせていただきその準備に取り組んでいると思うので、引き続きご協力のほどよろしく願います。以上である。

主な質疑は次のとおり。

(問) 事業助成金であるが、一地区についての事業に限られるのかどうか気になる。実は隣の地区との間で1つの事業を立ち上げていく場合の考え方をお聞きしたい。

(答) これまでは単独の地区の課題解決の取り組みについての助成と考えていたが、確かに今後は地区をまたがり連携して共通の課題に取り組むことがあろうかと思う。詳細についての準備はないが、ぜひそういったことも出来るように考えていきたい。例えば費用もあらかじめ分担が明確であればその分を支援させていただくとか、いろいろやり方はあるが、近くになったら個別に対応させていただきたいと思う。

(問) 特定事業の継続事業は、改めて予算も含めて申請を平成30年度の場合は3月13日までに出すという事か。

(答) 取り組みを始めなければいけないもの、あるいは新規で4月にすぐ取り掛かりたいもの、これをまとめて3月の審査会で諮りたいと考えている。出来れば早めにご相談いただきながら書類作成の方もお手伝いさせていただきたいと考えているので、よろしく願います。

(4) 行政からの依頼事項

○ 定例・報告事項

① パブリックコメントについて（2件）

市民自治推進課長より、「茅ヶ崎市重度障害者福祉手当に関する条例の一部改正の考え方（素案）」、「茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正の考え方

(素案)」の2件のパブリックコメントについて説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 見直しを行うための2件であるが、要するに対象者を増やすのか減らすのか。

(答) 結論から申し上げますと、対象者は増えない。これまでの対象者は引き続き適用する形になるが、今後ある一定の障害認定を受ける方については、この補助事業が受けられなくなり、補助対象外となるという流れがある。こちらについては、国の方の様々な考えであることや障害者施策についても新たな支援の在り方を市としても考えていくと伺っている。

② 『みんなの環境基本計画特集号』の折込みについて
環境政策課長より、資料に基づき説明があった。

③ 『市立病院だより』の配布について
市立病院医事課長より、資料に基づき説明があった。
主な質疑は次のとおり。

(問) 市立病院を増築しているが、その工事において昔の建物の基礎が出てきた。この問題については解決したと思うが、どのように解決したのか。

(答) 詳しくは病院総務課が担当しており、当初、工期の終期は、平成30年度の秋を予定していたが、平成30年度の2月という予定で進めている状況である。

(問) 予算の方はどのようになっているのか。

(答) 病院総務課が担当しており、金額についてはわからない。

(問) 9千万円くらい追加しないと赤字になってできないといううわさを聞いた。追加金額が概算でわかれば私たちも知っておくことは必要ではないかと思う。全体的な横のつながりという中で、市民自治推進課ではわからないか。

(答) 金額はわからない。ただ何かしらの金額の変更があれば、補正予算を組み議会案件になるかと思うので、これは調べておいて来月でよろしければ金額のご報告をさせていただきます。

(問) 市立病院だよりにあるMRIの素晴らしいものが入ったと思うが、これを見た限りでは利用したいとは思わない。来てもらいたいと思われるものがないとこの説明だけで終わってしまう。もっと利用者を増やす、そのような目線で市立病院だよりを出したらもっといいものになると感じている。

(答) 3月15日号の広報紙に折り込むので、まだ若干校正の機会がある。いただいたご意見をもとに改められる部分については、反映させていただきたいと考えている。

(問) この市立病院だよりの中の文章で、体内金属や刺青のある患者さんは検査を受けられない場合があると書いてあるが、体内金属例えばインプラントなどをやっていると受けられないのかと。それで受けられなくて以前の装置がなくなるとこのような人はどうなるのか。それと刺青がある人はなぜ受けられないのか。

(答) 専門的な機械のことであり、明確にお答えできなくて申し訳ない。これは医師に確認

しないと答えできない。

(問) 全戸配布するものであり、配布する以上は見る人が分からなくては困ってしまう。分からないことを書かないでほしい。

(答) 専門的な事も含め内容が分かりづらいというご指摘かと思われるので、そのあたり校正の機会があるので改めたいと考えている。

(会長) この市立病院だよりを発行することにより、同じような質問が市立病院の方に行く可能性がある。十分対応ができるようにしておいていただきたい。

(問) 今の件で、人権的な意味もからんでくるので、明文化してしまうと後に引けない点も出てくると思う。いい意味で機械が正確な判断ができないのであれば、慎重に言葉選びをしそれなりの表記をしてほしい。それとこの市立病院だよりは、今の予想だと年何回の発行となるのか。

(答) 現在の市立病院だよりは概ね隔月という事で年6・7回出しているが、今回のように広報紙に折り込みをすることは考えていない。今後必要に応じてという形になると考えている。

(問) 確認であるが、この市立病院だよりはまだ出来上がっているわけではないという事でよいか。

(答) 現在校正中で、3月15日号の広報紙に折り込むので、多少の変更の可能性はある。

(問) 体内金属の問題については磁気でやるわけだから当然しようがないと思うが、刺青などという表現はどうかと思う。検討していただきたい。

(答) ご意見に感謝する。

④ 『ちがさき青少年指導員だより』の回覧について

青少年課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 青少年指導員のお願いが自治会長に回ってくるが、なかなか見つけられないので困っている。内容が推進協と重複しているところが多く、やることは兼ねてできるのだから青少年指導員はいらないのではないかという話が推進協の会長などからある。最後は推進協から人選しなくてはならない。これは非常に無駄だという話が私たちの海岸地区の推進協からは出ている。

(答) 各地域の方からそのようなご意見をいただいた部分もある。青少年課としてもそうした課題について、地域の団体の方と協議しながらどんな仕事の事業を削除して淘汰できるか考えながら次回に向けて検討したいと思っている。

(問) 青少年指導員は推進協の推薦で、自治会長はそれに協力するという事でよいか。

(答) そのとおりである。

⑤ 『ごみカレンダー』『資源物の分け方・出し方』『ごみ通信ちがさき』の配布について

⑥ 環境指導員の推薦について

環境事業センター所長から、以上2件について説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) ごみの出し方については、平成30年度は、29年度と同じなのか、それとも違うのか。その説明をしていただかないと、ただ現在、印刷製本作業中という話だけでは不十分だと思う。

(答) 配布いただくものについては、基本的に例年と同じである。中身については、若干の変更があるが形態に関しては同じような形になる。環境指導員についても例年と同じような形で依頼をさせていただくのでよろしく願います。

(意見) 毎年言わせていただいているが、環境指導員制度について、環境指導員は私どもの自治会では2名選んでください、ひとり年間28,000円の手当があるという事である。報酬をもらおうと責任が重くなるという事で、環境指導員を置かないことにした。環境指導員は、このごみの問題については全責任を持ってやらなくてはいけないという形になると非常に困るという事で、私どもでは環境指導員を選ばないで自治会全体でごみの問題については対処していくという形で前年度からやっている。従って1人28,000円、2人で合計56,000円はいただいている。それで自治会に56,000円を支給していただきたいという要望を出したが、法律の関係でできないという事である。しかし考えてみるとごみの問題は、自治会のみんなで取り組むわけで、自治会に対する補助金とした方がいいのではないかと。例えば広報紙の配布手数料も自治会に支給される。他の補助金は自治会に対する支給という形が取れるのに、環境指導員だけは法律でできないという事だが、考え直して自治会への支給を考えるべきではないかと思う。私も環境指導員ではないが、自治会長として取り組まなくてはいけないし、全役員が立ち番をするし、環境指導員だけが報酬をもらっていると2人だけでやってほしいという事になりかねない。制度をよく検討された方がいいのではないかと、意見を表明させていただく。

(問) 環境指導員という存在が、明確にわからない存在になっている。松風台の場合は、3人の環境指導員がいるわけだが、その中の環境部長一人が全責任を負うような状況で、走り回っている。環境部員として部の中に12人、その委員が公平にごみの後処理などをするようにしているが、あとに残った不法投棄のことなどは、一人の部長が対応している。それでは大変なので私も含めて役員総出の場合もある。環境事業センターにじかに持ち込んだりせざるを得ない状況である。不公平感をどのように解消したらいいのかという事は、同じ悩みである。松風台3名というのは、公園に分別置き場が3か所あって、3人がそのまま機能すればいいことかと思うが、人に対しての教育の徹底をどこでやるべきなのか、質問させていただく。

(答) 環境指導員の職務の研修教育については、年度当初に環境指導員の委嘱式の第2部の方で研修会をやらせていただき職務や報酬の制度などの説明をさせていただいている。また、毎年2回5月、11月頃に環境指導員の地区会議を各地区で開催させていただいており、そういったところでもわからないことがあればご質問いただき研修の方をさせていただいている。

(問) 資源ごみの分け方・出し方で、有料の鉄や金属がキロ2円50銭、アルミも鉄も一緒

と。ある地域では回収業者がアルミはキロ80円で買い、古紙も別で、アルミと古紙は市の資源ごみには出さないで回収業者に回ってもらっている。そのような話が懇親の場で出た。ごみのネットを買ったりするのに資源ごみのお金を我々は使っているが、少しずつ減ってきている。そういうことで資源ごみの回収について、80円で買うところもあり、2円50銭で引き取るというところを10円にするとかできないものか。アルミ缶や古紙は高く売れるので自分たちでやる。鉄とビン・カン、ペットボトルだけ出す、こういうことでよいか。

(答) 今の茅ヶ崎市では3者協調型システムという事で、自治会と行政と事業者にご協力をいただき資源物を回収させていただいている。その売却益の中から一部を自治会の方に活動資金としてお渡しし、環境関係にお使いいただければという事でやっている。こうしたシステムの関係で、基本的には市の収集にお出しいただければと思う。それから金額に関しては、各資源物の一個当たりの重量がかなり軽くなってきている。ペットボトルやアルミ、鉄にしても年々収集量に関しても減ってきているというのが実情である。こうした状況の中で、重量が下がってくるという事は、必然的に売却益も減り、補助金も減ってきているというのが実情であると考えている。

(問) アルミ缶に絞ればそういうことをやっていいのか。

(答) 3者協調型というシステムでやっているのだから、市の収集にご協力をいただきたいと思っている。

(意見) いろいろな意見があるのはわかるが、このようなシステムは、長い間皆さんで協議し決めてきたことだと思う。決めてきたことを何とか努力して完成できないだろうかという方向で進まないとうまくいかない。ちなみに私の自治会では、資源ごみの助成金は若干増えている。増えているという事は、量が増えているからだと思う。

私が気になるのは、環境指導員の件で、うちの自治会は環境指導員が5人いる。選ぶのは確かに大変である。基本的に自治会長が何もしないわけではなくて、茅ヶ崎市は私は非常にいいことだと思うが、ごみの収集場所に関して、自治会長の承認印がなくては収集しないと。このことが実は自治会加入の時に新しく移ってきた人が必ず自治会と相談しなくてはならないという一つの機会を作っていると思う。うちの自治会では、自治会長が判を押す前に、まずはそこでいいの、こういう出し方で問題ないのかという環境指導員の意見を聞いてから決めている。つまり環境指導員が同意しないところ、自治会長がいいと判を押すことはまずない。それと、ごみネットの問題でもネット自体は、自治会でロールを買って保管していて、自治会員の要望のあったところには、環境指導員がごみを覆えるような大きさを測り、整備をさせていただいている。今のところどうにか回っている状況で単純にやめた方がいいとか、手当を削るといわれると、私も地域に帰って報告のしようがない。一応皆さんからそういう意見があったことは報告するが。そういうことで今まで皆さんで討議の中で合意を得てきてやってきたことなので、そこを言い出すと制度自体が崩れてしまうのではないかという危惧を持ったので、あえて発言させていただいた。

(意見) 私も相当長く自治会長をやっているが、環境指導員をやめてしまえというのにはび

っくりした。この制度は随時協議をして最終的には議会を通して設立したものである。環境指導員がいないと大変だという事で、環境指導員制度を研究しようじゃないかと言ってできたものが現在の環境指導員制度である。私のところは、自治会にはそれぞれ211世帯に1人というような形、民生委員だと250世帯に1人くらいいるから、あなたのところは5人もいて、自治会の会員が少ないじゃないかという話をしたこともある。だいたいそれでわかる。それで自治会に入っただけ得があるのかと言われたこともあり、私は放ってしまったのでその自治会には3分の1の人は入っていない。

それからごみの問題で2円50銭の話であるが、4年間くらいごみの審議会の委員をしていたが、なぜ2円50銭が自治会に行っているのかという事もわかっていないのではないかと。最初は資源というものは業者が個々の単位組織で契約をしてやっていたわけであるが、それを何かやっていかなければいけないという形で、藤沢市と寒川町、茅ヶ崎市で広域を組んでいるから検討をしていたのは実際の話であった。藤沢市については、その当時40万人の人口があったので、うちは独自でやるから、茅ヶ崎市と寒川町で組んでやってくださいというように分離をされた。私もごみ審議会の委員長であったことから、茅ヶ崎市はごみの関係をどのようにやったらいいかという事も考えていかななくてはならないという事で、茅ヶ崎市は独自でごみの出し方について横須賀方式をとってやったが、広域であるので寒川町については藤沢方式ですでに発足をしていた。それで横須賀市に視察に行き、茅ヶ崎市と横須賀市はよく似ているからそれでやろうと一応審議会で結論を出したが、それが広域を外れて茅ヶ崎市は独自でごみをやりなさいということになってしまった。それで部長と課長からもう1回審議会を開いてほしいという話があったが、私は皆さんに同意を受けているから、審議会は開かずにその件については1項目書き加えた形で通せばいいんだという事で一応は通した。その時にいろいろ審議があり、ごみというのは、230くらいの団体が自治会以外にあり、その時に自治会でごみを扱っているところは半分もなかった。それを全部自治会単位に直したわけである。先ほど言った230くらいあったところは、ごみを収集して売ったお金はその団体の活動費にしたのだが、自治会に一括2円50銭、これは上限がある。キロ2円50銭で上限4千万円という事で決定した。だから今でも2円50銭出して、4千万円に届いたかという事は、環境の担当課にたびたび聞くことがある。そこまではまだいっていないので大丈夫という話である。資源回収をしていない自治会が60%あったが、全部の自治会にキロ2円50銭出すという事は、その時に決まったもので、その辺も十二分によく考えて発言していただきたいと思う。今までのものが全部ご破算になるという事は聞いていても聞きづらい話である。反省をしていただきたい。

(意見) 先程の私の意見に多少誤解があるかと思うので、再度説明させていただく。私どもで自治会がごみの管理等に携わる事は、全然否定していない。あくまでも自治会の重要な役割だと心得ている。ただし、環境指導員について自治会の中でやってもらう人を探したところ、ごみの管理についてやるのはやぶさかではないが、環境指導員の報酬がネックで引き受けたくない、お金をもらう事によって私どものところは2人だが、責任

が重くなりすぎるので嫌だと。それを言っているだけであり、ごみの管理については、自治会全体で歩みを共にし、やっていただいている。一人当たり28,000円の報酬を他の補助金と同様に自治会に対して支給するのでもいいのではないかとというのが私の考えである。自治会がいただいた上で、その担当者への支払いを任せていただければいいと思う。個人が報酬を頂くと、支払ったという事で支払調書が届く。きちんと所得として申告しなくてはいけないことになる。自治会の仕事に関して自分の源泉にまで関係するという事は、公共のためにやっているのにおかしい。それを外せるような方法は自治会に払うという事が一番いいのではないかと考えて意見を言っただけの話で、われわれの自治会の中でごみについて驚かされるようなことはしていない。他の自治会以上にごみの処理に力を入れているし、私もごみの置き場などについては自治会長として一番の悩みは正直言ってこのごみの問題である。そういう意味で環境指導員に2名を選任して、その2人に大方の責任を押し付けるというのは嫌だと。自治会全部で対応しようという事で、今言ったような発言をしているわけであり、自治会としてごみの管理をやることがいやだと言っているように誤解を受けたようなきらいがあるので、一言申し添えさせていただく。

(会長) 個人ではなくて自治会の方に補助金が出せないかという話だがお答えいただけるか。

(答) 現状では環境指導員は、個人を選任して個人になっていただいているという関係もあり、報酬は個人にお支払いするというような形になる。ただ、一部の方においては、報酬を辞退されているという方もいるのが実情である。お金をもらう事に抵抗があるというところで辞退されている方がいらっしゃると思うが、現状の仕組みの中、条例等に向かわれているやり方で行くと、個人に支払う事がはっきり規定されており、現状の規定の中では申し訳ないが個人にお支払いをすると言う形になっている。

(会長) これ以上細かい話があるようであれば担当課と直接お話しいただければありがたい。

(市民自治推進課長) 資料の準備等で不備があった。改めて気を引き締めて来月から取り組ませていただく。よろしく願います。

○ 依頼・説明事項（新規事業等）

① 生活支援体制整備事業説明会の開催について

高齢福祉介護課介護保険担当課長及び支援給付担当主幹より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 各地域に同じような制度が投げかけられてきているような気がする。今、南湖地区では、コーディネーター配置事業があるが、地域で福祉なんでも相談というものをやっていこうという事で、市の方から提案され、これについてもボラセンと包括支援センターとのすみわけなどようやくできてきたという程度のところで、これからどう立ち上げていこうかという事で今精一杯の状態である。さらに同じような内容のものが投げか

けられ検討してほしいとか、次々にそうしたものが出てくることに理解できない。もう少し交通整理をしていただかないと対応できないという気がする。

(答) 生活支援体制整備事業については、国が介護保険の事業として、市町村に義務付けている事業です。コーディネーター配置事業については、困っている方を直接支援するなど、国が定義する生活支援体制整備事業と異なる点もあるが、確かにわかりづらいし、2つの制度を厳密に使い分けるという事は難しいと我々も思っているところである。

資料の中にある第2層の推進員については、市社会福祉協議会に委託をして、市と一緒にやっていくという方向で調整している。すでにコーディネーター配置事業を実施していただいている地区、あるいはこれから実施していただく地区に関しては、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が配置されている。CSWは市社会福祉協議会の職員が担当しているが、同じ職員が生活支援体制整備事業の地域支え合い推進員を兼務することになります。実際に地域で活動していく中で、皆様が混乱することなく活動を進められるよう配慮していきたいと考えている。

(問) 地域懇談会というものを年何回か開催している。この生活支援体制整備事業と現実には末端では重なる事業のように思える。今お話があったように、国の法律でできているから国の建前ではそうなる。しかし市レベルになったら現場に合わせて2つのものを1つで対応するようにするとか、工夫していただかないとそれぞれ全部自治会の方にくると、自治会はどの会議もだいたい同じ人が出ており、時間ばかり取られるという形になってしまう。まちぢから協議会でも自治会でも、我々が一生懸命行政と一緒にやってやる事は、やっていかななくてはいけないことと思うが、まちぢから協議会や自治会が悩んだり混乱することなくきちんと担当課の方で整理してやりやすいようにアレンジした上で依頼してきていただければありがたいと思う。よろしく願います。

(答) 確かに地域懇談会、あるいは地域ケア会議などいくつも同じような取り組みがあってわかりにくいという事はご指摘のとおりだと思う。国が示す仕様を確認すると、細かい点は異なっているが、いずれも地域の福祉、地域包括ケアシステムを推進するという方向性は同じだと思うので、市の方でもきちんと整理をしたいと考えている。

先ほど第2層、地域ごとの取り組みの説明の際に、推進員は市社会福祉協議会の職員を配置する予定であると説明させていただいたが、第2層の協議体については、他の市町村では第2層にも新しい会議を立ち上げているところもあると聞いている。茅ヶ崎市としては、第2層レベルで新しい会議を新たに設置する事は考えていない。各地域にはすでに様々な会議があるので、そういったところに推進員や市職員が出向いて、そこで議題を提供し活用させていただき、地域に過度な負担がかからないように配慮したいと考えている。

(会長) 一覧表でも作って整理していただくと自治会は助かる。願います。

- ② 全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達訓練について(報告)
防災対策課長より、資料に基づき説明があった。
主な質疑は次のとおり。

(問) 訓練をやることはいいことである。1月にも訓練をやったが、その時に各地区でこのような問題があったというものを多分記録していると思う。前回はこのような問題があったので、今回はこういうところに注意して行うとか、我々がこういうところに問題があるんだなという事を知ることができれば、そうしたところを意識しながら放送を聞こうという事になると思う。ただ訓練をやりますだけではなく、今回は2回目という事で付け加えてくれると我々も皆さんに流しやすいのではないかと感じた。

(答) 国からの情報を間違いなく受診して、それぞれのシステムが自動で起動しているが、確認することが本訓練の目的になるので1 1月の訓練では全ての機器が正常に作動していたので、追加でご報告させていただく。

(問) 先月、弾道ミサイルの関係でJアラートが鳴った。防災行政用無線で流されたが、実際に聞こえた音は非常に小さかった。本番の時の音量はあの程度の音なのか。

(答) 1月31日に実施させていただいた国民保護サイレンの一斉再生訓練については、本市にある防災行政用無線の放送室で職員が直接マイクからパソコンに録音された音声を放送したものであり、実際、国の方からのJアラートの情報を受信されたときには、もう少し大きな音で放送される。

(問) 本番と訓練とは違うのか。

(答) 今回は、国民保護サイレンという事を再生し、市民の皆様にご覧いただくという事で、国から直接情報が来たわけではなく市の放送室のマイクから行わせていただいたもので、聞き取りにくかったという苦情を電話で数件いただいている。次回、実施の時にはその点を踏まえて行っていきたいと思っている。

- ③ 『防災動画を見よう！』チラシの回覧について
防災対策課長より、資料に基づき説明があった。

(5) 閉 会 植松副会長